

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ®



© 2012 Studio Ghibli

第170回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成26年6月26日(木曜日) 午前10時

■ 開催場所

東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル(ベルサール神田)
2階ホール

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件
- 第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)
平成26年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地
株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之

第170回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第170回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら平成26年6月25日(水曜日)午後7時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)より議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

1 日	時	平成26年6月26日(木曜日)午前10時
2 場	所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル(ベルサール神田)2階ホール

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3 目的事項

報告事項

1. 第170期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第170期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件 |
| 第5号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1)インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2)インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nisshin.com>)に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当社グループ関連の業界におきましては、少子高齢化の進展や、消費税率の引上げ、円安による輸入原材料価格の上昇等、厳しい事業環境が継続しております。また、食の安全・安心に対する社会的関心は更に高まっております。

このような環境において、当社は持株会社として長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針に、コア事業と成長事業へ重点的に資源の配分を行い、グループ経営を展開しております。また、消費者の皆様の視点に立った品質保証体制の一層の強化・充実を図り、さらには内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、環境保護、社会貢献活動等の社会的責任を果たしながら自己革新を進め、株主・顧客・取引先・社員・社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねてまいりました。

当期につきましては、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和による円安・株高を背景に、企業業績や個人消費が持ち直すなど、緩やかな景気回復の動きがみられましたが、当社を取り巻く環境は、円安による輸入原材料価格や電力コストの上昇、消費者の低価格志向の継続等、依然として厳しいものとなりました。このような中、当社はトップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の取組みを加速し、各事業におきまして積極的な販売促進施策を推進しました。海外展開におきましても、

M&Aにより取得した子会社の連結効果や生産能力増強に加え、グループ各社で積極的な出荷拡大施策を進めたことにより、海外売上高比率は10%を超え、海外事業は順調に拡大しております。また、パスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため、トルコに合併会社を設立し、平成27年4月稼働予定でパスタ工場を建設することを決定しました。併せて、マ・マーマカロニ株式会社神戸工場に、平成27年5月稼働予定で冷凍食品新工場を建設することを決定しました。また、製粉事業においては、コスト競争力強化策として建設を進めていた福岡新工場が本年2月に予定どおり稼働し、平成27年5月稼働予定の知多工場(愛知県知多市)の新ライン増設工事も順調に進捗しております。なお、輸入小麦の政府売渡価格が、昨年4月に5銘柄平均で9.7%、10月に同4.1%それぞれ引き上げられたことを受けて、製品価格の改定を実施しました。

これらの結果、売上高は製粉事業及び食品事業の出荷増や海外事業の拡大等により、4,959億30百万円(前期比108.9%)となりました。利益面では、出荷増及び全社的なコスト削減の取組みに加え、製粉事業におきましてふすま価格が堅調に推移したことにより、営業利益は222億74百万円(前期比102.5%)、経常利益は255億79百万円(前期比103.4%)、当期純利益は150億98百万円(前期比110.3%)となり、当期の連結業績は増収増益となりました。

なお、当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当期の年間配当におきましては、実質増配とするため、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、前期に引き続き1株当たり20円とさせていただきます。

また、米国の Miller Milling Company, LLC は、本年4月に新たに米国内の製粉4工場を買収することを決定しました。これにより、同社の工場数は6工場となり、生産能力は全米で第4位となります。

② 当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわた

り、販売促進活動の強化、付加価値製品の出荷伸長、生産性向上に努めるとともに、更なるコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。

海外においては、ベトナムに新会社を設立したほか、トルコにおける合併会社の設立を決定するなど、海外事業拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った次世代製品の継続的な開発を行うとともに、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。

当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

◆ 製粉事業

製粉事業につきましては、引き続きシェアアップに向けてお客様との関係を強化する「価値営業」を推進した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月と10月に引き上げられたことを受け、それぞれ6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、コスト競争力強化策として臨海大型工場への生産集約を進めております。本年2月には福岡新工場が予定どおり稼働し、また、昨年10月には平成27年5月稼働予定で知多工場の新ライン増設に着工しました。さらに、平成27年4月稼働予定で東灘工場に隣接する阪

神サイロ株式会社の原料小麦サイロ収容力25%増強を決定しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、M&Aにより取得した米国の Miller Milling Company, LLC 及びニュージージーランドの Champion Flour Milling Ltd. の連結効果や、生産能力を増強した Miller Milling Company, LLC 及びタイの Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd. での出荷拡大等により、売上げは前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は2,077億52百万円(前期比116.0%)、営業利益は93億81百万円(前期比110.3%)となりました。

◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、家庭用では、当社独自の技術を活かし、生活者の個食化、簡便化等のニーズに対応した新製品を投入するとともに、業務用では、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施したことにより、家庭用、業務用とも、売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、量販店向け惣菜の出荷拡大施策を推進し、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。なお、Thai Nisshin Technomic Co.,Ltd. では、本年末稼働予定で業務用プレミックスの生産能力25%増強工事を進めており、ベトナムの新会社 Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd. では、本年秋の稼働予定で調理加工食品工場の建設に着工しました。また、パスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため、トルコに合弁会社 Nisshin

Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S. を設立し、平成27年4月稼働予定でパスタ工場を建設することを決定しました。併せて、マ・マーマカロニ株式会社神戸工場に平成27年5月稼働予定で冷凍食品新工場を建設することを決定しました。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、イースト、総菜等の拡販により、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、補酵素を始めとした診断薬原料等の拡販により、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売は好調に推移しましたが、医薬品原薬の需要変動により、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,430億7百万円(前期比104.4%)、営業利益は100億54百万円(前期比96.6%)となりました。

◆ そ の 他 事 業

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入等でプレミアムペットフードの出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りましたが、円安による輸入原材料価格の高騰や販売競争の激化等、厳しい市場環境が続きました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリング、機器販売が好調に推移し、売

上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材や自動車部品向け等の化成物が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は451億71百万円(前期比103.7%)、営業利益は28億28百万円(前期比97.0%)となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の食品業界におきましては、人口減少による市場縮小、消費税率引上げによる個人消費への影響、円安を背景とした輸入原材料価格の上昇が懸念され、さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）やEPA（経済連携協定）等の国際貿易交渉の結果いかんでグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、中期経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長、拡大を図ってまいります。

① 国内事業戦略

製粉事業におきましては、「価値営業」を推進し、更なるシェアアップを実現してまいります。また、コスト競争力強化策として、臨海大型工場への生産集約に取り組んでおり、本年2月に福岡新工場を稼働させ、平成27年5月の稼働を目指して知多工場の新ライン増設に着工しております。

加工食品事業におきましては、市場創造型・食卓提案型の新製品の投入や積極的な販売促進施策等により、ブランドロイヤリティの向上に取り組むとともに、成長分野である中食・惣菜、冷凍食品事業の一層の拡大を図ってまいります。冷凍食品事業につきましては、平成27年5月稼働予定でマ・マーマカロニ株式会社神戸工場に冷凍食品の新工場を建設することを決定しております。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

② 海外事業戦略

当社グループは海外事業の拡大を最優先戦略の一つと位置付け、積極的に海外事業の拡大を推進してまいります。

製粉事業におきましては、昨年、生産能力を30%増強した米国の Miller Milling Company, LLC にて、本年4月に新たに米国内の製粉4工場を買収することを決定しました。これにより同社の工場数は6工場となり、生産能力は全米で第4位となります。引き続き、カナダの Rogers Foods Ltd. とともに北米市場での更なる成長を目指します。アジア市場では、生産能力を20%増強したタイの Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.、オセアニア市場では、ニュージーランドの Champion Flour Milling Ltd. で当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販を図ってまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれるプレミックス事業の更なる拡大に向け、本年末までに Thai Nisshin Technomic Co., Ltd. の生産能力を25%増強します。さらに、本年秋にはベトナムの Vietnam Nisshin Seifun Co., Ltd. でパスタソース等の調理加工食品の工場を、平成27年4月にはトルコの合弁会社 Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S. でパスタの工場を建設し、日本国内向けのみならず、海外市場に対してもパスタ関連製品を販売してまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

③ 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。

④ 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP（環太平洋経済連携協定）やEPA（経済連携協定）等の国際貿易交渉の進展によっては、現行の麦政策等の制度が大きく変わり、小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後想定される制度変更等の情勢を見極めて、スピードを上げて、グローバル競争で勝ち残る強固な企業体質を構築してまいります。

⑤ 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営

の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保するために、BCP（事業継続計画）により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、東日本大震災被災地の復興支援の継続、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献、WFP（国連世界食糧計画）活動支援等も行っております。

当社はこのような企業の社会的責任への取組みを今後とも継続して、その責任を果たしてまいります。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 167 期 平成22年度	第 168 期 平成23年度	第 169 期 平成24年度	第 170 期 平成25年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	424,156	441,963	455,566	495,930
経 常 利 益 (百万円)	27,839	26,132	24,742	25,579
当 期 純 利 益 (百万円)	14,187	13,326	13,688	15,098
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	51円90銭	48円76銭	50円08銭	55円23銭
総 資 産 (百万円)	389,418	431,956	461,851	471,039
純 資 産 (百万円)	285,249	298,798	317,436	334,092

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第167期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は186億36百万円で、前期に比べ12億28百万円増加しております。

設備投資の主要なものは、日清製粉株式会社福岡新工場建設工事及び生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(子会社)			
日 清 製 粉 株 式 会 社	14,875	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日 清 フ ー ズ 株 式 会 社	5,000	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.1	パスタの製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパート等の直営店舗の経営
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日 清 フ ァ ル マ 株 式 会 社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
日 清 ペ ッ ト フ ー ド 株 式 会 社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日 清 丸 紅 飼 料 株 式 会 社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	49.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売

(注) Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

② 重要な企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8) 主要な事業所 (平成26年3月31日現在)

- ① 当社** 本社(東京都千代田区)
 研究所(ふじみ野市)
 生産技術研究所
 基礎研究所
 QEセンター

② 製粉事業

- 日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
 つくば穀物科学研究所(つくば市)
 札幌営業部(札幌市)
 仙台営業部(仙台市)
 関東営業部(東京都中央区)
 東京営業部(東京都中央区)
 名古屋営業部(名古屋市)
 大阪営業部(大阪市)
 中四国営業部(岡山市)
 福岡営業部(福岡市)
 函館工場(函館市)
 千葉工場(千葉市)
 鶴見工場(川崎市)
 名古屋工場(名古屋市)
 知多工場(知多市)
 東灘工場(神戸市)
 岡山工場(岡山市)
 坂出工場(坂出市)
 福岡工場(福岡市)
 鳥栖工場(鳥栖市)
 筑後工場(筑後市)
 Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
 Winchester工場(米国ヴァージニア州)
 Fresno工場(米国カリフォルニア州)
 Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)
 Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)
 Christchurch工場(ニュージーランド)

③食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
開発センター(東京都中央区)
北海道営業部(札幌市)
東北営業部(仙台市)
関東営業部(さいたま市)
首都圏営業部(東京都中央区)
広域営業部(東京都千代田区)
中部営業部(名古屋)
関西営業部(大阪市)
中四国営業部(広島市)
九州営業部(福岡市)
館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)
名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)
宇都宮工場(宇都宮市)
神戸工場(神戸市)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
熊谷工場(熊谷市)
白岡工場(白岡市)
東大阪工場(東大阪市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)
東京工場(東京都板橋区)
大阪工場(吹田市)
びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)
健康科学研究所(ふじみ野市)
上田工場(上田市)

④その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)
日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)
株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)
山梨都留工場(都留市)
静岡菊川工場(菊川市)

(9)当社グループの従業員の状況

(平成26年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	1,397名	△ 19名
食品事業	3,205名	△ 3名
その他事業	663名	△104名
全社(共通)	385名	+ 11名
合計	5,650名	△115名

(10)当社グループの主要な借入先及び借入額

(平成26年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 276,688,992株（自己株式3,190,764株を含む）
- ③ 株主数 17,746名（前期末比2,189名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,625	6.4
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	15,444	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,552	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,835	4.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,381	4.1
三 菱 商 事 株 式 会 社	7,680	2.8
丸 紅 株 式 会 社	5,713	2.0
住 友 商 事 株 式 会 社	5,537	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,077	1.8
農 林 中 央 金 庫	4,938	1.8

(注) 持株比率は、自己株式(3,190,764株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、発行済株式の総数は25,153,544株増加いたしました。また、同日付で単元株式数を500株から100株に変更いたしました。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	対象者	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することができる期間
第5-1回新株予約権 (平成19年8月13日発行)	42個	普通株式46,200株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,197,900円	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日
第5-2回新株予約権 (平成19年8月13日発行)	105個	普通株式115,500株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,197,900円	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日
第6-1回新株予約権 (平成20年8月19日発行)	56個	普通株式61,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,397,000円	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日
第6-2回新株予約権 (平成20年8月19日発行)	144個	普通株式158,400株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,397,000円	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日
第7-1回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	72個	普通株式79,200株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,131,900円	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日
第7-2回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	150個	普通株式165,000株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,131,900円	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日
第8-1回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	76個	普通株式83,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,098,900円	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日
第8-2回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	138個	普通株式151,800株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,098,900円	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日
第9-1回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	66個	普通株式72,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,025,200円	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日
第9-2回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	216個	普通株式237,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,025,200円	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日
第10-1回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	104個	普通株式114,400株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 958,100円	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日
第10-2回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	217個	普通株式238,700株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 958,100円	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日
第11-1回新株予約権 (平成25年8月20日発行)	96個	普通株式105,600株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,224,300円	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日
第11-2回新株予約権 (平成25年8月20日発行)	213個	普通株式234,300株 (新株予約権1個につき1,100株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,224,300円	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日

(注) 平成25年10月1日付の株式分割に伴い、当社は新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額の調整を行いました。

上記各新株予約権の行使条件

- 1) 権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使す

ることができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

- 2) 新株予約権者の相続人が所定の手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認める。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- 4) 取締役又は執行役員を解任された場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失する。

② 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

区 分	名 称	個 数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第 5 - 1 回新株予約権	10個	1名
	第 6 - 1 回新株予約権	17個	2名
	第 7 - 1 回新株予約権	17個	2名
	第 8 - 1 回新株予約権	19個	3名
	第 9 - 1 回新株予約権	22個	3名
	第10- 1 回新株予約権	62個	8名
	第11- 1 回新株予約権	86個	12名
社 外 取 締 役	第 5 - 1 回新株予約権	5個	1名
	第 6 - 1 回新株予約権	5個	1名
	第 7 - 1 回新株予約権	10個	2名
	第 8 - 1 回新株予約権	10個	2名
	第 9 - 1 回新株予約権	10個	2名
	第10- 1 回新株予約権	10個	2名
	第11- 1 回新株予約権	10個	2名

上記新株予約権の内容の概要は①に記載のとおりであります。

③ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	当社における担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役社長	大 枝 宏 之		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役副社長	池 田 和 穂		日清フーズ株式会社取締役会長 日清製粉プレミックス株式会社取締役社長（代表取締役）
常務取締役	中 川 雅 夫	経理・財務本部長	
常務取締役	滝 澤 道 則	総務本部長	
取 締 役	原 田 隆	R & D・品質保証本部長	
※取 締 役	小 川 寧 彦	技術本部長	
※取 締 役	毛 利 晃	企画本部長	
取 締 役	白 神 俊 典		日清ファルマ株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	中 川 真 佐 志		オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長（代表取締役）
取 締 役	岩 崎 浩 一		日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）
※取 締 役	山 田 貴 夫		日清製粉株式会社常務取締役
※取 締 役	見 目 信 樹		日清製粉株式会社専務取締役
取 締 役	奥 村 有 敬		
取 締 役	三 村 明 夫		新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役
監 査 役 (常勤)	渡 邊 誠		
※監 査 役 (常勤)	正 木 康 彦		
監 査 役	河 和 哲 雄		弁護士 河和法律事務所所長 ヤマハ発動機株式会社社外監査役
監 査 役	伏 屋 和 彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
監 査 役	伊 東 敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長 日本電気株式会社社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 株式会社三井住友銀行社外監査役

- (注) 1. 取締役 奥村有敬、三村明夫の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伏屋和彦、伊東 敏の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 渡邊 誠氏は、当社の財務部長等としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度における当社役員及びその地位の異動は次のとおりであります。
- 1) 平成25年6月26日をもって、丸尾俊雄、稲垣 泉、花房宏昌、下坂正夫の4氏は取締役を、伊藤健夫氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第169回定時株主総会において、※印を付した取締役及び監査役が新たに選任され就任いたしました。
- 2) 平成25年6月26日をもって、滝澤道則氏は常務取締役に就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- 取締役 三 村 明 夫氏 日本郵政株式会社社外取締役就任
(平成25年 6 月20日)
新日鐵住金株式会社取締役相談役退任
新日鐵住金株式会社相談役就任
(平成25年 6 月25日)
新日鐵住金株式会社相談役名誉会長就任
(平成25年11月21日)
東京商工会議所会頭就任
(平成25年11月1日)
日本商工会議所会頭就任
(平成25年11月21日)

②取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役18名	264百万円
監査役 6 名	56百万円
上記のうち社外役員5名	47百万円

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の人員には、当事業年度中に退任した取締役4名及び監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。
2. 当事業年度における主な活動状況
 - 1) 取締役 奥村有敬
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、幅広い経験を踏まえた客観的立場から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 2) 取締役 三村明夫
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 3) 監査役 河和哲雄
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち10回に、監査役会12回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
 - 4) 監査役 伏屋和彦
当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に大蔵省(現財務省)等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

- 5) 監査役 伊東敏

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額 | 51百万円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 166百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、同条に定める事由及びこれに準ずる事由が生じ、かつ必要と認められた場合には、同法第344条の定めに従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議内容

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、あわせて次の体制をとることとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しており、日清製粉グループ本社及び各社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループ各社での実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 4) 社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- 5) 監査役は、取締役の職務の執行を監査し、また、取

締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。

- 6) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループ本社の内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」は、日清製粉グループ各社が認識・分析・評価した自社のリスクに対し適切なコントロールを構築しているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・

対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。

また、クライシスが発生した場合は、日清製粉グループ本社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。

- 4) 監査役は、取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 持株会社制度のもとで、取締役は少数にとどめる。
- 2) 取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 3) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各事業子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは日清製粉グループ本社による持株会社制度を採用しており、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループの「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を定め、周知徹底を図る。
- 4) 連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 日清製粉グループ本社監査役及び各事業子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループ本社・子会社を対象として行う。
- 7) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用及び報告を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動に関しては監査役の同意を得て行う。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
- 2) 監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
- 3) 取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、速やかに監査役に報告する。
- 4) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに監査役に報告する。
- 5) 本部長及び子会社・関連会社社長の交代の際の引継書は監査役会にも提出する。
- 6) 稟議はすべて監査役に回付する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めものとし、取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又は ii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) 7) ないし 8) 記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとし、

- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要の資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ロ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権

1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

④取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当

社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされており、

- 4) 上記③ 4) ア) ないし キ) 記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けられないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要

件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当期の年間配当におきましては、実質増配とするため、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、前期に引き続き1株当たり20円とさせていただき予定です。これによりまして期末配当を1株当たり10円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。

内部留保資金におきましては、中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」に掲げる成長、拡大に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主の皆様への利益還元も機動的に行ってまいります。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	216,409	流動負債	90,433
現金及び預金	49,104	支払手形及び買掛金	45,785
受取手形及び売掛金	67,486	短期借入金	6,607
有価証券	28,869	未払法人税等	4,481
たな卸資産	58,484	未払費用	17,725
繰延税金資産	5,597	その他	15,833
その他	7,089	固定負債	46,514
貸倒引当金	△ 222	長期借入金	3,367
固定資産	254,630	繰延税金負債	15,828
有形固定資産	128,939	修繕引当金	1,574
建物及び構築物	49,187	退職給付に係る負債	19,073
機械装置及び運搬具	35,089	長期預り金	5,658
土地	38,143	その他	1,011
建設仮勘定	3,830	負 債 合 計	136,947
その他	2,689	(純資産の部)	
無形固定資産	12,998	株主資本	290,094
のれん	5,008	資本金	17,117
その他	7,990	資本剰余金	9,483
投資その他の資産	112,692	利益剰余金	266,581
投資有価証券	105,975	自己株式	△ 3,088
退職給付に係る資産	487	その他の包括利益累計額	34,680
繰延税金資産	3,808	その他有価証券評価差額金	32,253
その他	2,553	繰延ヘッジ損益	21
貸倒引当金	△ 132	為替換算調整勘定	4,237
資 産 合 計	471,039	退職給付に係る調整累計額	△ 1,831
		新株予約権	260
		少数株主持分	9,057
		純 資 産 合 計	334,092
		負 債 純 資 産 合 計	471,039

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		495,930
売上原価		348,619
売上総利益		147,311
販売費及び一般管理費		125,036
営業利益		22,274
営業外収益		
受取利息	214	
受取配当金	1,742	
持分法による投資利益	839	
受取賃貸料	323	
その他	502	3,622
営業外費用		
支払利息	166	
その他	150	317
経常利益		25,579
特別利益		
固定資産売却益	147	
投資有価証券売却益	507	
負ののれん発生益	285	
補助金収入	200	1,140
特別損失		
固定資産除却損	712	
訴訟関連費用	450	
関係会社生産拠点再構築費用	183	
その他	173	1,518
税金等調整前当期純利益		25,201
法人税、住民税及び事業税	9,159	
法人税等調整額	23	9,183
少数株主損益調整前当期純利益		16,018
少数株主利益		919
当期純利益		15,098

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	17,117	9,460	256,453	△ 3,188	279,843
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,971		△ 4,971
当 期 純 利 益			15,098		15,098
自 己 株 式 の 取 得				△ 28	△ 28
自 己 株 式 の 処 分		23		128	151
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	23	10,127	100	10,251
平成26年3月31日残高	17,117	9,483	266,581	△ 3,088	290,094

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成25年4月1日残高	29,894	148	△ 833	—	29,209	232	8,150	317,436
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 4,971
当 期 純 利 益								15,098
自 己 株 式 の 取 得								△ 28
自 己 株 式 の 処 分								151
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2,358	△ 127	5,070	△ 1,831	5,470	27	906	6,404
連結会計年度中の変動額合計	2,358	△ 127	5,070	△ 1,831	5,470	27	906	16,655
平成26年3月31日残高	32,253	21	4,237	△ 1,831	34,680	260	9,057	334,092

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,779	流動負債	6,456
現金及び預金	12,683	短期借入金	1
売掛金	218	リース債務	57
有価証券	24,007	未払金	347
前払費用	107	未払費用	1,676
繰延税金資産	437	預り金	4,136
未収還付法人税等	2,147	役員賞与引当金	58
その他	1,177	その他	179
固定資産	244,064	固定負債	17,632
有形固定資産	24,870	長期借入金	12
建物	7,293	リース債務	65
構築物	691	繰延税金負債	13,730
機械装置	526	退職給付引当金	3,765
車両運搬具	10	その他	57
工具器具備品	404	負 債 合 計	24,089
土地	15,580	(純資産の部)	
リース資産	113	株主資本	236,093
建設仮勘定	249	資本金	17,117
無形固定資産	580	資本剰余金	9,537
借地権	395	資本準備金	9,500
ソフトウェア	115	その他資本剰余金	37
リース資産	9	利益剰余金	212,518
その他	61	利益準備金	4,379
投資その他の資産	218,613	その他利益剰余金	208,139
投資有価証券	58,191	配当引当積立金	2,000
関係会社株式	125,258	固定資産圧縮積立金	2,076
出資金	317	別途積立金	163,770
関係会社出資金	666	繰越利益剰余金	40,292
従業員に対する長期貸付金	15	自己株式	△ 3,080
関係会社長期貸付金	33,609	評価・換算差額等	24,401
前払年金費用	209	その他有価証券評価差額金	24,401
その他	371	繰延ヘッジ損益	△ 0
貸倒引当金	△ 24	新株予約権	260
資 産 合 計	284,844	純 資 産 合 計	260,754
		負 債 純 資 産 合 計	284,844

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		20,597
営業費用		12,223
営業利益		8,374
営業外収益		
受取利息	442	
受取配当金	1,223	
その他	52	1,718
営業外費用		
支払利息	8	
その他	16	25
経常利益		10,067
特別利益		
固定資産売却益	85	
投資有価証券売却益	502	587
特別損失		
固定資産除却損	19	
関係会社出資金評価損	38	
その他	26	84
税引前当期純利益		10,570
法人税、住民税及び事業税	82	
法人税等調整額	212	295
当期純利益		10,274

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	その他利益剰余金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		配当引当金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
平成25年4月1日残高	17,117	9,500	13	9,513	4,379	2,000	2,110	147,770	50,955	207,215	△ 3,180	230,666
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の積立										—		—
固定資産圧縮積立金の取崩								△ 35	35	—		—
税率変更による積立金の調整額							1		△ 1	—		—
別途積立金の積立								16,000	△16,000	—		—
剰余金の配当									△ 4,971	△ 4,971		△ 4,971
当期純利益									10,274	10,274		10,274
自己株式の取得										—	△ 28	△ 28
自己株式の処分			23	23						—	128	151
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										—		—
事業年度中の変動額合計	—	—	23	23	—	—	△ 33	16,000	△10,662	5,303	100	5,427
平成26年3月31日残高	17,117	9,500	37	9,537	4,379	2,000	2,076	163,770	40,292	212,518	△ 3,080	236,093

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成25年4月1日残高	23,196	—	23,196	232	254,095
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
税率変更による積立金の調整額					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△ 4,971
当期純利益					10,274
自己株式の取得					△ 28
自己株式の処分					151
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,205	△ 0	1,204	27	1,232
事業年度中の変動額合計	1,205	△ 0	1,204	27	6,659
平成26年3月31日残高	24,401	△ 0	24,401	260	260,754

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 星 野 正 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 根 本 知 香 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 星 野 正 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 賀 谷 浩 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 根 本 知 香 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第170期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

監査役(常勤) 渡邊 誠 ㊟

監査役(常勤) 正木 康彦 ㊟

監査役 河和 哲雄 ㊟

監査役 伏屋 和彦 ㊟

監査役 伊東 敏 ㊟

(注) 監査役河和哲雄、監査役伏屋和彦及び監査役伊東 敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(ご参考) **連結キャッシュ・フロー計算書** (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,058
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,072
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,247
現金及び現金同等物の増減額	19,435
現金及び現金同等物の期首残高	53,249
現金及び現金同等物の期末残高	72,685

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき20円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,734,985,440円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
1	おおえだ ひろし 大枝 宏之 (昭和32年3月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役社長(現在に至る) 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	49,830株
2	いけだ かずお 池田 和穂 (昭和22年9月14日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役会長(現在に至る) 平成24年10月 日清製粉プレミックス株式会社取締役社長 (現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役会長] [日清製粉プレミックス株式会社取締役社長(代表取締役)]	32,793株
3	なか がわ まさお 中川 雅夫 (昭和28年8月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役 平成24年6月 当社常務取締役経理・財務本部長兼同本部 経理部長 平成25年6月 当社常務取締役経理・財務本部長兼同本部 財務部長(現在に至る)	16,610株
4	たきざわ みちのり 滝澤 道則 (昭和29年3月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成24年6月 当社取締役企画本部長 平成25年6月 当社常務取締役総務本部長(現在に至る)	12,358株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
5	はらだ たかし 原田 隆 (昭和32年2月9日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見工場長 平成22年6月 当社取締役R&D・品質保証本部長(現在に至る)	11,000株
6	おがわ やすひこ 小川 寧彦 (昭和27年2月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役生産本部長 平成24年6月 当社執行役員技術本部技術部長 平成25年6月 当社取締役技術本部長(現在に至る)	5,512株
7	もうり あきら 毛利 晃 (昭和31年12月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 イニシオフーズ株式会社常務取締役経理部長 平成18年6月 イニシオフーズ株式会社常務取締役管理部長 平成22年6月 当社経理・財務本部財務部長 平成24年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 平成25年6月 当社取締役企画本部長(現在に至る)	6,600株
8	なか がわ まさし 中川 真佐志 (昭和30年2月19日生)	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社 平成15年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業部ライフサイエンス部長 平成17年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役 バイオ事業本部長 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 食品事業本部長 平成21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役 事業本部管掌 平成23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長 (現在に至る) 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) [オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(代表取締役)]	5,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
9	いわさき こういち 岩崎 浩一 (昭和31年9月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年6月 日清フーズ株式会社取締役営業本部長 平成22年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	11,000株
10	やまだ たかお 山田 貴夫 (昭和35年9月27日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 (現在に至る) [日清製粉株式会社常務取締役]	2,860株
11	けんもく のぶき 見目 信樹 (昭和36年2月13日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年6月 日清製粉株式会社取締役管理部長 平成20年6月 当社経理・財務本部経理部長 平成23年9月 日清製粉株式会社常務取締役管理部長 平成24年6月 当社執行役員 平成24年9月 日清製粉株式会社常務取締役 平成25年6月 当社取締役(現在に至る) 日清製粉株式会社専務取締役(現在に至る) [日清製粉株式会社専務取締役]	9,350株
12	おくむら ありよし 奥村 有敬 (昭和6年2月15日生)	昭和30年4月 株式会社日本興業銀行入行 昭和58年6月 同行取締役 昭和62年5月 同行常務取締役 平成元年2月 興銀投資顧問株式会社取締役社長 平成9年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成12年7月 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事 平成15年6月 当社監査役 平成18年6月 当社取締役(現在に至る)	1,210株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
13	みむら あきお 三村 明夫 (昭和15年11月2日生)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役 平成9年4月 同社常務取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役 平成20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役(現在に至る) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役 平成25年11月 同社相談役名誉会長(現在に至る) [新日鐵住金株式会社相談役名誉会長] [日本商工会議所会頭] [東京商工会議所会頭] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [株式会社産業革新機構社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役] [日本郵政株式会社社外取締役]	2,200株
14	さとう きよし 佐藤 潔 (昭和31年8月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 日清ファルマ株式会社取締役事業開発部長 平成22年2月 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 兼事業開発部長 平成26年6月 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 (現在に至る) [日清ファルマ株式会社取締役]	4,400株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- 奥村有敬、三村明夫の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 奥村有敬氏につきましては、同氏の長年にわたる実業界や国際機関での経験及び日本のコーポレートガバナンスの分野での指導的な立場から適切な意見等をいただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。
- 三村明夫氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。
- 奥村有敬氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約8年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約11年であります。

- (5) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約5年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約8年であります。
- (6) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、奥村有敬、三村明夫の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

■ 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 伊東 敏氏は任期満了となり、また監査役 渡邊 誠氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
1	いとう さとし 伊東 敏 (昭和17年7月25日生)	昭和42年1月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー 日本事務所入所 昭和45年12月 公認会計士登録 昭和53年9月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 代表社員 平成13年8月 伊東公認会計士事務所所長(現在に至る) 平成14年4月 中央大学会計専門大学院(現中央大学専門職 大学院)特任教授 平成19年3月 同大学専門職大学院特任教授退任 平成22年6月 当社監査役(現在に至る) [公認会計士 伊東公認会計士事務所所長] [日本電気株式会社社外監査役] [株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役] [株式会社三井住友銀行社外監査役]	0株
2	よしなれ かずや 吉 和哉 (昭和29年8月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年9月 当社総務本部総務グループ長 平成18年6月 当社総務本部総務部長 平成23年6月 当社内部統制部長(現在に至る)	15,600株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項

- (1) 伊東 敏氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 伊東 敏氏には、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき適切に監査を行っていただいております。社外監査役として適任でありますので再選をお願いするものであります。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 伊東 敏氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。
- (4) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伊東 敏氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

■ 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件

より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社の取締役に対して、年額30百万円(うち社外取締役分は3.2百万円)を限度にストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。新株予約権に関する報酬等の額は、ブラック・ショールズモデルにより算出される各新株予約権の公正価値に取締役が割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

なお、上記限度額は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額とは別枠となります。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は14名(うち社外取締役2名)となります。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権の数

96個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 96,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1.に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

但し、当該金額が、割当日(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成33年8月2日まで

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- ④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

4. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

■ 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び連結子会社(海外の子会社を除く。)の取締役の一部の者に対してストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社執行役員及び連結子会社(海外の子会社を除く。)の取締役の一部の者に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会の決議により、募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限等は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の数の上限

211個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、(2)①に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 211,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

但し、当該金額が、割当日(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から平成33年8月2日まで
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額)を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

(イ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

(ウ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(エ) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

(ア) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(イ) 吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

(ウ) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(エ) 株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(オ) 株式移転

株式移転により設立する株式会社


- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- (4) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上



<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

■ 会場 東京都千代田区神田美土代町7番地 **住友不動産神田ビル(ベルサール神田) 2階ホール**

■ 交通のご案内

地下鉄千代田線 **新御茶ノ水駅**

地下鉄丸ノ内線 **淡路町駅**

地下鉄都営新宿線 **小川町駅**

B 6 出口

地下鉄半蔵門線 **大手町駅**

C 1 出口

地下鉄東西線 **竹橋駅**

3 b 出口

地下鉄都営三田線 **神保町駅**

A 9 出口

J R **神田駅**

北口・西口

地下鉄銀座線 **神田駅**

4 番出口

お願い

駐車場の用意がございませんので
お車でのご来場はご遠慮下さい。

